

令和8年7月17日発行

I 令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告の提出について

令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定した事業者は、令和8年7月31日（金）までに実績報告書を提出する必要があります。提出方法は保健福祉事務所福祉課へのメールによる提出です。

提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。なお、総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課への提出をお願いいたします。

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「（2）サービス業務」→「介護給付費の算定に係る届出様式集」→「令和7年度介護職員等処遇改善加算についてはこちら【計画書・実績報告等】」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenshien20250306.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 協力医療機関に関する届出について

高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、1年に1回以上協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を毎年度指定権者に届け出ることが義務付けられました（令和6年度介護報酬改定により義務化）。

令和8年度においても、次のとおり、提出をお願いします（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません）。

※長野市、松本市及び市町村指定に係る分は、各指定権者へお問い合わせください。

1 該当サービス（県指定関係のみ記載）

- （1）特定施設入居者生活介護
- （2）介護老人福祉施設
- （3）介護老人保健施設
- （4）介護医療院
- （5）養護老人ホーム
- （6）軽費老人ホーム

2 提出書類

- （1）協力医療機関に関する届出書
- （2）協力内容が分かる書類（協定書等）
 - ※協力医療機関に変更がない場合も提出してください
 - ※提出書類の様式は下記ホームページに掲載されているものをご利用ください。

3 提出先

事業所等が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課

4 提出方法及び部数（次のいずれかの方法による）

- （1）郵送 2部
- （2）メール（件名は「協力医療機関届出書（事業所名）」としてください。）

5 提出期限

毎年3月末日まで

○掲載先 URL

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「（2）サービス業務」→「介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ」→「○令和6年度以降の介護保険制度改正に係るお知らせ」→「協力医療機関に関する届出について（特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）」内の「こちらのページ」参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅲ 長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金について（申請受付：令和8年8月31日（月）まで）【再掲】

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設等がサービスを円滑に継続できるよう、猛暑等の気候変動や災害に備えた設備・備品の購入費用及び食事提供サービスに係る費用に対して、補助金を交付します。

申請受付期限は、令和8年8月31日（月）までとなりますので、下記及び長野県ホームページをご確認の上、期限までに申請してください。

※本補助金は、補助対象となる設備・備品の購入後及び食事提供に要した費用の支出後に申請いただく方式です。購入前・支出前に申請することがないようにしてください。

申請手続概要	①介護事業所・施設等において、対象の設備・備品、食事提供に要する費用等を支出 ②当該補助金の申請書類（エクセルデータ）に必要事項を入力 ③下記の申請フォームから、②で作成した申請書類（エクセルデータ）を提出 ※補助対象は、令和7年12月16日（火）から申請年月日（遅くとも令和8年8月31日）までに支出済みの費用等です。 ※申請書類（エクセルデータ）は、下記の長野県 HP からダウンロードできます。
申請フォーム	https://6ab0a9d6.form.kintoneapp.com/public/nagano-kaigohokennjigyoku2-service
申請に関する問合せ先 （県コールセンター）	「長野県介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業」事務局 電話番号 050-3816-4166 E-mail naganoken_keizokushien@nta.co.jp 住 所 長野市上千歳町1137-23 リアライズ長野ビル2階 ※電話受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始（12/28～1/3）は除く） ※郵送による申請は受け付けておりません。 ※本事業は、株式会社日本旅行長野支店に委託して実施しています。
厚生労働省コールセンター	050-6875-3573（受付時間：9:00～18:00（土日含む））
その他	・申請回数は、1事業所・施設あたり1までです。 ・補助金の交付は、申込内容の審査・交付決定後、順次行います。申込済の事業所・施設におかれましては、今しばらくお待ちください。

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「☆掲載情報一覧」→「医療・介護等支援パッケージ」→「長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shisetsu/r7service-keizoku.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 施設係 電話：026-235-7113（直通）

Ⅳ 介護職員等処遇改善加算事業所向けセミナーの開催について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで「専門家による個別相談」や「研修の実施」を無料で実施しています。

セミナーでは、令和8年6月より拡充された処遇改善加算の内容や変更点、令和8年度特例要件について解説します。また、実績報告で困らないための正しい運用方法や管理方法についても解説します。参加費は無料ですので、是非ご参加ください。

- 1 対象者 長野県内に所在する介護保険サービス事業所及び当該事業所を運営する事業者（法人） 事務所
- 2 日時・場所 8月7日（金）13:30～15:30（佐久市佐久平交流センター 視聴覚室）
9月15日（火）13:30～15:30（松本市内 ※開催場所は7月中に決定）
- 3 申込期間 各会場 開催日の1週間前まで
- 4 申込方法 以下の URL からお申し込みください。

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/2026/240555.html>

【問合せ先】公益財団法人介護労働安定センター長野支部 電話：026-232-0898（直通）

V 長野県社会福祉協議会 福祉人材センターからのご案内

■ 「ケアコンテスト2026」のご案内（開催予告）

福祉のしごとを、よりオープンに、もっと身近に感じてもらえるよう、福祉のしごとのエピソードを動画や写真で募ると同時に、今年は介護福祉の技術を競う部門も追加して開催する予定です。

福祉のしごとの価値や魅力を、多くの長野県民に発信するために、職員の皆さんでぜひご参加ください。

1 コンテストの各部門と参加対象者及び募集作品等

区分	参加対象者		募集作品等について
動画部門	学生チーム	高校、介護福祉士養成校等の学生※5名以内	・テーマに沿った自由な内容で、福祉・介護に関わる利用者や介護者のエピソード動画を作成し応募してください
	福祉職員チーム	福祉施設等の職員※5名以内（学生混合も可）	
写真部門	個人（※）または団体・事業所 ※年齢等の条件なし		・福祉・介護の仕事の現場で撮影した写真を応募してください ※種別（高齢、障害、児童、保育）は問いません
シヨナル部門 プロフェッショナル部門	・福祉施設等の職員 ・介護福祉養成校等の学生 ※1チームあたり2名		・エントリー後、事前課題（介護計画書）を提出いただき、審査会（11/14）にて実際の介護技術を披露していただきます

2 詳細及び応募方法等

詳細等は後日「信州福祉・介護のひろば」ホームページ(<https://fukushi-nagano.jp/>)でご案内します。

3 問合せ先

<動画・写真部門>

長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

TEL：026-226-7330 / E-mail：jinzai@nsyakyo.or.jp

<プロフェッショナル部門>

長野県介護福祉士会

TEL：026-223-6670 / E-mail：nagano.kaigo@gmail.com

■ 福祉人材センターの実施する研修にご参加ください

福祉職員生涯研修をはじめ、人材の確保・定着・育成のカギとなるキャリアパスの整備等を支援する研修等を実施しています。積極的なご参加をお願いします。

○研修情報及び申込み方法等について：研修スケジュール情報等ホームページ（<https://www.career-net.jp/kensyu/schedule.php>）、研修申込ページ（<https://www.career-net.jp/kensyu/>）からご確認下さい。（※申込には事業所登録が必要となります。）

【問合せ先】長野県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：026-226-7330（直通）、研修担当：080-6809-8663

VI 長野県認知症ケア専門士会主催 令和8年度第2回研修会の開催について

(1) メインテーマ「認知症の方の意思決定支援」

講師：中村裕子氏（認知症介護研究・研修大府センター）

(2) 対象者 ①認知症ケア専門士 ②専門士以外の方（どなたでも参加できます）

(3) 日 程 令和8年8月30日（日）13：00～16：15

(4) 会 場 えんぱーく（塩尻市大門一番町12番）

(5) 申し込み

8月16日までに右記の二次元コードからか、HPにある申し込み用紙に必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください。

* ホームページは 「長野県認知症ケア専門士会について」で検索してください。

(6) 参加費 会員：1,000円 非会員：3,000円



【問合せ先】 長野県認知症ケア専門士会 事務局 小林までご連絡ください。

電話：026-276-6232 Fax：026-214-9991

Mail：fragrance@hayashiya03.co.jp

VII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

○様式等掲載URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2026年9月1日～2026年9月30日	2026年7月11日～2026年8月10日
2026年10月1日～2026年10月31日	2026年8月11日～2026年9月10日

※令和8年（2026年）7月又は8月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様に知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

○介護インフォメーションのバックナンバー掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ」→「介護インフォメーション」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html>

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp